

工事請負契約における入札契約制度の見直しについて

令和5年1月1日に建設業法施行令が改正されることに伴い、原則として建設業法施行令どおりの取扱いとしている本市が発注する工事請負契約の一般競争入札参加資格における特定建設業許可、監理技術者の配置、監理技術者等の専任配置に係る請負金額の基準が変更となりますのでお知らせいたします。

1 変更内容

(1) 特定建設業の許可、監理技術者の配置を要する下請契約の請負代金総額の下限

旧 4,000万円（建築一式の場合は、6,000万円）

新 4,500万円（建築一式の場合は、7,000万円）

(2) 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限

旧 3,500万円（建築一式の場合は、7,000万円）

新 4,000万円（建築一式の場合は、8,000万円）

2 実施時期

令和5年1月1日

※ 建設業法施行令改正後の令和5年1月1日以降は、請負契約の時点に関わらず、全ての工事について改正後の基準が適用されます。

※ 令和5年1月1日以降、工期途中において専任技術者を非専任に変更することについては、工事担当課と受注者の当事者間で協議を行ってください。この際、工事の継続性、品質確保等に支障がないように対応していただきますようお願いいたします。

(問合せ先)

川崎市財政局資産管理部契約課

土木契約係 電話：044-200-2099

建築契約係 電話：044-200-2101

各係共通 FAX：044-200-9901

E-Mail 23keiyak@city.kawasaki.jp